

第7回川口市自治基本条例策定委員会会議録

川口市自治基本条例策定委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第7回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表 | 1 |
| 第7回川口市自治基本条例策定委員会会議録 | 6 |
| 1 開会 | 7 |
| 2 傍聴の許可について | 7 |
| 3 議事 | |
| (1) 自治基本条例の手引き及び運用推進委員会について | 8 |
| (2) 運用推進委員会委員候補者の選出について | 12 |
| (3) 第2次(最終)答申について | 13 |
| 4 閉会 | 17 |

第7回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表

1 開催日時 平成21年3月10日(火)

開会 午後 6時33分

閉会 午後 7時11分

2 開催場所 川口市職員会館 3階体育室

3 自治基本条例策定委員会出席委員

| | 氏名 | 備考 |
|------|--------|---------------------|
| 委員長 | 立石 泰広 | 市議会議員 |
| 副委員長 | 金井 利之 | 東京大学大学院法学政治学研究科・教授 |
| 副委員長 | 平 修久 | 聖学院大学政治経済学部・教授 |
| 副委員長 | 三宅 雄彦 | 埼玉大学経済学部・准教授 |
| 副委員長 | 石井 良一 | 滋賀大学産業共同研究センター・特任教授 |
| 委員 | 團野 純子 | 川口商工会議所 |
| 委員 | 佐々木 秀夫 | 川口鋳物工業協同組合 |
| 委員 | 増田 征則 | 川口機械工業協同組合 |
| 委員 | 砂沢 学賦 | 川口青年会議所 |
| 委員 | 湯本 孝子 | ファミリーサポートセンターサポーター |
| 委員 | 北原 伸泰 | 川口市民生委員児童委員協議会 |
| 委員 | 永瀬 恒夫 | 前朝日地区連合町会長 |
| 委員 | 光田 直之 | 市議会議員 |
| 委員 | 木岡 崇 | 市議会議員 |
| 委員 | 池田 嘉明 | 市議会議員 |
| 委員 | 岩澤 勝徳 | 市議会議員 |
| 委員 | 松本 英彦 | 市議会議員 |
| 委員 | 豊田 満 | 市議会議員 |
| 委員 | 大関 修克 | 市議会議員 |
| 委員 | 阿部 ひろ子 | 市議会議員 |
| 委員 | 金子 信男 | 市議会議員 |
| 委員 | 浅羽 理恵 | 公募委員 |

| | | |
|----|-------|------|
| 委員 | 庵地 眞見 | 公募委員 |
| 委員 | 碓 康雄 | 公募委員 |
| 委員 | 伊田 昭三 | 公募委員 |
| 委員 | 大崎 行雄 | 公募委員 |
| 委員 | 落合 祥二 | 公募委員 |
| 委員 | 神尾 裕子 | 公募委員 |
| 委員 | 河合 恭平 | 公募委員 |
| 委員 | 小島 勉 | 公募委員 |
| 委員 | 篠田 直毅 | 公募委員 |
| 委員 | 鈴木 忠寛 | 公募委員 |
| 委員 | 高橋 清 | 公募委員 |
| 委員 | 林 美恵子 | 公募委員 |
| 委員 | 森 雄児 | 公募委員 |
| 委員 | 吉澤 康博 | 公募委員 |
| 委員 | 吉田 順子 | 公募委員 |

4 自治基本条例策定委員会欠席委員

| | 氏 名 | 備 考 |
|------|--------|--------------------------|
| 副委員長 | 佐藤 徹 | 高崎経済大学地域政策学部・准教授 |
| 委員 | 椎橋 美孝 | 川口農業青年会議所 |
| 委員 | 中村 純司 | 日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会 |
| 委員 | 小川 裕子 | 日本ガーディアン・エンジェルス川口支部 |
| 委員 | 石井 邦夫 | 公募委員 |
| 委員 | 伊田 清 | 公募委員 |
| 委員 | 佐藤 一毅 | 公募委員 |
| 委員 | 堀和 光二郎 | 公募委員 |
| 委員 | 堀 啓映子 | 公募委員 |
| 委員 | 山田 幸子 | 公募委員 |

5 その他の出席者

| | 氏 名 | 備 考 |
|-----|--------|-----------------|
| | 岡村 幸四郎 | 市 長 |
| 事務局 | 村川 勝司 | 企画財政部長 |
| 事務局 | 押田 善司 | 企画財政部次長兼総合政策課長 |
| 事務局 | 渡辺 悦男 | 総合政策課主幹 |
| 事務局 | 永井 克昌 | 総合政策課長補佐兼総合政策係長 |
| 事務局 | 中村 美智江 | 総合政策課主査 |
| 事務局 | 二俣 祐二 | 総合政策課主査 |
| 事務局 | 松木 利史 | 総合政策課主任 |
| 事務局 | 中山 知樹 | 総合政策課主任 |
| 事務局 | 小池 純司 | (株)野村総合研究所 |
| 事務局 | 妹尾 昌俊 | (株)野村総合研究所 |

第7回川口市自治基本条例策定委員会会議録

1 開会（午後6時33分）

立石委員長

皆様、こんばんは。本日は、第7回策定委員会を開催するにあたり、公私ともに大変お忙しい中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

前回、1月20日の策定委員会におきまして条例素案が確定し、併せて条例の名称につきましても全委員による投票の結果、「川口市自治基本条例」と決定いたしましたところでございます。

それを受けまして、私と、5人の副委員長さんと、去る1月28日に、本日までご出席いただいておりますが、岡村市長に対して、条例素案の第1次答申を行いました。条例素案は、策定委員会からの答申内容を最大限に尊重していただき、去る3月3日に3月市議会定例会へ市長から条例案として提案されました。

今後、議会におきましては、一般質問を経た後、常任委員会において条例案が審議される予定となっております。

一方、当策定委員会に残されております条例手引きと運用推進委員会につきましては、起草委員会及び運営調整部会でのご議論を経まして、本日、委員の皆様にご報告をし、ご了承をいただく運びとなりました。

そして、いよいよ本日が最後の策定委員会となりました。委員の皆様には、これまで様々な場面でご協力をいただき、さらにはそれぞれの部会で御活躍をいただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、これより第7回策定委員会を開会いたします。

本日の出席委員は半数以上でありますので、この会議は成立しております。

なお、本日の議事は、次第の2にありますとおり

- (1) 自治基本条例の手引き及び運用推進委員会について、
- (2) 運用推進委員会委員候補者の選出について、
- (3) 第2次最終答申について

であります。どうぞ、よろしく願いいたします。

2 傍聴の許可について

立石委員長

それでは、まず傍聴についてであります。

本日の会議を傍聴したい旨の届出が1名から出ておりますので、これを許可したいと存じます。

傍聴人の方は、傍聴席へお願いします。

なお、会議が始まってからの傍聴希望については、これまでどおり、会議の進行を

止めることなく、事務局で対応し、入場していただくということで、ご了承願います。

3 議事

(1) 自治基本条例の手引き及び運用推進委員会について

立石委員長

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

初めに、次第の2(1)のうち、まず、「自治基本条例の手引きについて」起草委員会の三宅委員長さんからご説明いただきたいと存じます。お願いします。

三宅起草委員長

皆さん、こんばんは。起草委員長を務めさせていただいております三宅でございます。

1月20日に全体会がございまして、その後、2月4日に起草委員会、それから2月12日に運営調整部会がございまして、幾つか修正点がありました。

大まかに、どういう点が変わったのか、どういう形で変更したのかということをお簡単に報告したいと思います。

運営調整部会でご指摘のあった点は、まず、第16条で、議会の会議の規定でございますけれども、手引きの中で、本会議と委員会の区別がきちんとされていないので、これは修正したほうがいいのかというご指摘をいただきました。

それから、第26条の行政評価についての規定でございますけれども、具体例として挙がっているものが、必ずしも本文の行政評価の文言と合致していないのかというご指摘をいただきました。

それから、第33条の運用推進委員会の役割の件でございますけれども、こちらは運営調整部会の中で、運用推進委員会の役割について決定いたしましたので、これをきちんと修正の中に盛り込むべきだというご指摘等々をいただきました。

これらにつきまして、起草委員会、さらには、起草委員長として判断いたしまして、ご指摘いただいた点を修正した次第でございます。

その後、このほか文言の調整等を2月の中旬に立石委員長と正副委員長で調整した次第でございます。

とりわけ運営調整部会の中で、重要な項目をもっと入れてほしいというご指摘もあったのですが、そのあたりは、手引きにおいて本文に盛り込めなかったものをできるだけ取り入れようという一つの方向性と、他方では、この手引きは市民の方にできるだけわかりやすく自治基本条例を説明しようという趣旨がございますので、そういった二つの矛盾した要請を調整するという点で難しいところがありました。

今後、手引き等について修正すべきところは、運用する中でまた修正されていくというのが、私としては期待しているところでございます。

以上、簡単ですけれども、ご報告いたします。

立石委員長

ありがとうございました。ただいま条例の手引きについてご説明がありました。何かご意見、ご質問がありましたら、お受けしたいと思います。

河合委員

ここ最近の自治基本条例の会議に参加できていなかったもので、もしかしたら以前、私が出席していないときに出た質問になるかもしれないのですが、そのときはご容赦ください。

ところどころにまちづくりの主体という言葉が説明のところに出てきています。市民の幸福を満たす生活を実現することが自治という定義になっていたと思うのですが、そこでまちづくりの主体という言葉を使うということにどのような意味があるかをお教えいただきたいと思います。

三宅起草委員長

それは、まちづくりの主体がどういう人たちなのかということなのでしょうか。あるいは、それはどういう役割を背負っているのかということなのでしょうか。

河合委員

まちづくりという言葉そのものについてです。

三宅起草委員長

手引きの中では、まちづくりという言葉が出てくるのですが、本文のところでは前文を除いて、条文の中には出てきていないと思います。ご指摘の点ですけれども、市政の主権者である市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと、これを自治という形で定義しています。

問題はこの条文をどういうふうを読むかということなんですが、まちづくりというのは、本文で言う第2条の自治の実現ということを想定しているというふうにお考えいただければよろしいのではないかと思います。

以上です。

河合委員

ありがとうございました。

立石委員長

ほかにございますか。

落合委員

第1部会の落合です。逐条解説というのは、この手引きとは別につくるのでしょうか。それとも、今回の手引きが逐条解説としても使われるということなのでしょうか。

三宅起草委員長

これまでの議論では、委員の方によっては、議論のなかで様々な意見があったことを強調すべきだという方と、あるいはわかりやすさを重視して簡潔な記載にすべきだという意見と、色々ありました。両方をできるだけ活かすかたちで調整しようというのが起草委員会の考え方です。

ご指摘の点につきましては、運営調整部会の中で必ずしも詰めた話はしておりません。個人的な考え方を言うことになるかとも思いますが、恐らく逐条解説で細かい解説文をつくるためには、川口市にはたくさんの個別条例がございますけれども、そういった条例との関係や法令との関係を詳細に確認する必要があると思います。

そういう作業をどこでやるのか、あるいはどういう手続きでやるのかということは、いまだもちろん議論されておりません。

要するに、手引きはあくまでも市民の方に条例を理解していただくためのものであって、逐条解説というのをつくるのであれば、さらに別の作業が必要ではないかと、個人的には考えている次第であります。

立石委員長

よろしいですか。では、ほかにございますか。

河合委員

たび重なる質問ですが、条例の改廃手続きについては特に条文が設けられていないのですが、これは運用推進委員会が、今後、扱うということによろしいのでしょうか。

三宅起草委員長

条例の改廃手続というのは、地方自治法において規定されておりますので、法令に従ってやるということになると思います。運用推進委員会はいくまでも運用状況を検討して、その上で市長に答申をするということですので、具体的な条例の改廃手続そのものにはかかわるものではないと思います。

手引きの26ページ(3)に記載してあるとおり、地方自治法の規定に従って手続きが行われます。

立石委員長

ほかにありませんか。

河合委員

最後に1つだけ気になるのが市民の定義についてです。市民の定義が市内在住、在勤、もしくは在学する者、または公益を目的として市内で活動する者と定義されていますが、議論の中でホームレスとか、ネットカフェ住民とか、そういった人々についてはどのような扱いになるのでしょうか。

三宅起草委員長

第2条の市民の定義の件ですが、条文では公益を目的として市内で活動する者というふうに書いてあります。このように、第2条の定義規定自体が非常に抽象的で、あいまいな規定になっています。つまり、規定上は、ホームレスの方などを排除するわけでもないし、一方で必ず含めると言っているわけでもありません。ねらいとしては、今後の市民や議会での議論により、個別施策によって対象が具体化してくることを期待しています。

河合委員

例えばホームレスの方や住民登録していない方は、ある意味では、公益を特にもたらない存在のようにも思えるのですが、そうである以上は、現在の条文の規定上からも市民の対象にならないようにも思えるのですが。

三宅起草委員長

例えば定額給付金の支給対象者の定義など、そういった具体的な問題が発生したら、きちんとした市民の定義をその都度設ける必要があると思います。ただ、この条例自体はそういった権利関係について具体的に書いているものではないです。あくまでも具体的な法令、あるいは具体的な条例の中で、そういったものは決着がついていくのだと、私は理解しております。

河合委員

ありがとうございました。

立石委員長

ほかには、よろしいでしょうか。

なし

立石委員長

それでは、改めて確認をさせていただきます。この案文を条例の手引きとして決定することでご異議ありませんか。

異議なし

立石委員長

ありがとうございました。それでは、この案文を手引きとすることに決定させていただきます。

(2) 運用推進委員会委員候補者の選出について

立石委員長

続きまして、運用推進委員会につきましては、私のほうからご説明を申し上げます。

去る2月12日の運営調整部会で、運用推進委員会についてご議論をいただきまして、その役割と人数、任期について確認されました。

役割については、お手元の資料にありますように、7点ございます。

また、人数については14人として、内訳は学識者2名、市議会議員2名、市内各種団体推薦が2名、公募市民が8名となっております。

さらに、任期につきましては2年としますが、再任は妨げないこととしております。また、特に最初の2年間につきましては、公募市民8人のうち4人をこの策定委員会より選出するものとして、その4人の委員は1年で交代することといたしました。

この内容につきましては、先ほどの手引きの中にも記載してありますが、運用推進委員会につきましては、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、条例の手引きと運用推進委員会につきましては、後ほど、市長へ第2次答申として提出させていただきます。

最後に、ただいまの件と関連しておりますが、運用推進委員会委員で、この策定委員会から選出される候補者を決定したいと存じます。

さきの運営調整部会で、候補者への立候補を事前に事務局で受け付けるということになっておりましたが、2名の方から立候補の届け出がありました。お名前は、神尾裕子さんと庵地眞見さん、このお2人から立候補をいただきました。

しかし、策定委員会の中から4名という枠を設けたところ、残念ながら2名の方しか立候補がなかったということで、4名の枠に達していないというのが現状であります。運営調整部会でも、4名ぐらいは立候補していただける方がいるかとの予測のもとにお願いしたのですが、2名不足をしておりますが、どなたかこの場で立候補していただける公募委員の方がいらっしゃればと思っております。

いかがでしょうか。

〔誰からも発言なし〕

立石委員長

それでは、もしよろしければ、事務局からあと2名、募集をさせていただくということはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

それでは、そのようにいたします。

いま一度、確認させていただきますが、立候補していただいた神尾さんと庵地さんには運用推進委員会の委員になっていただくということで、皆さんご了承いただけますでしょうか。

異議なし

立石委員長

お二人ともよろしくお願いいいたします。

それでは、事務局のほうから、あと2名の方を再募集したいと思いますので、その案内につきましては、近日中に皆様にご連絡させていただきたいと存じます。もし、そこで3名以上の方が出た場合には、厳正なる抽せんを選ばさせていただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいいたします。

以上で、当委員会に諮問されておりましたすべての審議が終了いたしました。

(3) 第2次(最終)答申について

立石委員長

それでは、本日、決定させていただきました内容を第2次答申として、市長へ本委員会から最終の答申をすることとなります。本日は市長がこの策定委員会にお越し

ただいておりますので、早速、答申として、提出をさせていただきたいと思います。

〔委員長から答申書を市長へ渡す〕

立石委員長

それでは、ここで岡村市長よりごあいさつをいただきたいと思います。

岡村市長

皆さん、こんばんは。ご紹介いただきました岡村です。今日は、川口市自治基本条例の策定委員会の最終ということになるわけですが、多くの委員の皆さんにご参集いただいて、最後の委員会でもさまざまな質疑等々がありまして、非常にご熱心にご審議をいただき、まさに皆さんの苦労の汗の結晶が川口市自治基本条例であり、今日いただいたこの手引きということになるかと思います。まずは、皆さんのこれまでのご労苦に心から敬意と感謝とご慰労を申し上げたいと思います。

そして、立石委員長さんを始め5人の副委員長さん、各部会の部会長さんということで、いろいろ取りまとめに当たっていただいたわけですが、大変にご苦労様でございました。聞くところによりますと、ある部会は、始まって1年ぐらい経っても議論がまとまらない、というようなことも聞いておりますが、しかし、そういう紆余曲折こそが私は大事だと思っています。

ちょうど一昨年の7月に、この委員会を設立させていただいて、私から皆さんに自治基本条例案の作成を諮問いたしましたわけですが、そのときにも、役所で作るのであれば、本当に極端な話、1日で作れるんです。でも、それでは全く意味がないんですね。ですから、今回、この策定委員会50人の委員の皆さん、しかも25人の皆さんを公募という形をお願いして、いろいろと議論いただき、そのような紆余曲折というのは、私にとっては実に思惑どおりの展開であったというふうに思っています。

そういう中から、まさに産みの苦しみではありませんが、一つの案がまとまるというところに、私は非常に大きな意義があると思っております。ですから、今度の策定委員会は、作る過程こそが私は一番の大きな意味のあることでありまして、そして、でき上がってこれで終わりではありません。ここからがスタートでありますから、そういった意味では、運用推進委員会の公募委員さんの立候補が2人で、2名足りないというのは、ちょっとがっかりしているわけですが、しかし、何はともあれ、この条例ができて、この条例が、まさに川口市の最高規範でありますから、この条例に基づいていかに市政が運営されていけるかどうか、この条例がきちんと運用されているかどうか、それをやっぱり皆さんがきちんとこれからも見守っていただく、ある意味では監視をしていただく、このことが一番、これから大事なことだというふうに思っています。

条例を例規集にぼんと入れて、これで終わりというのでは、これはまた全く意味がないわけでありますから、そういうところにつきましても、心していかなければいけないなと思っています。

それから、先ほどの質疑の中でも、第2条の3号、自治の定義というところで質疑応答がありましたが、この自治の定義、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと、これを実現することが自治だということで、まさに私もそのとおりだろうと思います。

しかし、これまで地方分権の推進のために、さまざまな努力が払われてきたわけですが、まさに自治と言うのは簡単なんですけれども、今まではまさに与えられた自治ではなかったか、やっぱりこれからは自ら作り上げていく自治にしなければいけない、これがまさに地方分権の議論なんだろうというふうに思っています。

しかし、言うは易し、自ら治める、これは当たり前のことでありますけれども、今までのように県にお伺いを立て、国にお伺いを立て、ああしろ、こうしろと言われてやっていくことのほうが、実は楽なんです。自分たちの意思と責任でこのまちをつくり上げていこうというのは、言葉としての響きはいいですが、実際にやっていくのは大変なことです。

その覚悟が我々になれば、とても地方分権を推進しようなどということは、私は言えないということをいろんな会議でも言ってきましたけれども、こうした覚悟を市民の皆さんにも持ってもらうこと、私はいつも、まちはみんなで作るもの、ということをおっしゃっています。

市長に強大な権限があるからといって、市長が一人で作るものではありません。行政がやるものでもありません。やっぱり皆さん一人一人がそれぞれの使命、あるいは役割、こういったことをみんなが持っているわけです。そのことを、もちろん皆さんはご理解の上だからこそ、この条例案ができたわけでありますけれども、そういったこともあわせて、多くの市民の皆さんにやっぱり広めていく必要があるだろうと思っております。

与えられる行政サービスだけではだめなんです。自ら主体的にどうやってこのまちづくりに参画をしていくか、そのための自分たちの役割、責任、こういったものをやっぱりしっかり持つ、このことがまさに、私は、みんなで作るものにつながっていくし、そのことがまさにつくり上げていく、自治につながっていくのではないだろうか、こんなことを改めて思わせていただいている次第であります。

一昨年の7月から1年8カ月で、今日の会議がちょうど切りのいい240回目の会議だと伺っております、そのご労苦たるや、本当に私は心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。そのご労苦を宥めるためにも、これからが大事でありますので、ぜひそういったことを十分ご理解の上、是非これからも市政に対するご理解とご指導、ご叱責をいただければありがたいと思っている次第であります。

改めて、立石委員長を始めとする全ての委員の皆様方、あるいは関係者の皆様方、そしてまた各部会にお越しいただいた講師の方々、全ての方々に心から感謝とお礼と、そしてご慰労を申し上げて、私からのお礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。これからもどうぞよろしく願います。

何か今後、懇親会も予定されているそうでありますので、時間が許せば、是非、出席させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

立石委員長

それでは、事務局から何かありましたら願います。

総合政策課長

事務局から連絡事項としまして、策定委員会の打ち上げ会の開催についてご案内申し上げます。

ご案内のとおり、1年8カ月にわたり皆様と一緒させていただきました自治基本条例策定委員会も、本日をもってその役割が終了することとなります。委員の皆様には、本当に長い間、お疲れさまでございました。また、本当にありがとうございました。

つきましては、その打ち上げ会を開催いたしたく、ご案内申し上げる次第でございます。本日お配りした案内状に記載のとおり、日時は平成21年4月8日水曜日、午後6時半からでございます。会場につきましては川口駅東口の太陽サパール8階、「江南春」で行います。

なお、案内函等は裏面のほうに記載してございます。

また、会費のほうでございますが、大変恐縮でございますが、1人5千円、当日徴収とさせていただきます。恐縮でございますが、準備の都合もございまして、参加者の御報告は4月3日金曜日まで、事務局ご連絡いただきたいと思います。

ぜひとも多くの方のご参加をいただきまして、楽しいひとときを過ごせたらと考えておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。何とぞ、よろしく願います。

以上でございます。

立石委員長

ほかに何かご意見は、ありますでしょうか。

なし

5 閉会（午後7時11分）

立石委員長

ほかにはないようでありますので、これで終了したいと思います。

先ほど市長からお話がありましたとおり、平成19年7月から1年8カ月の長きにわたりまして、皆様方には自治基本条例策定委員会委員として、策定に当たりご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。本当に皆様のご協力で本日を迎えることができ、答申案を提出して、いよいよ議会の議決を待つということになりました。

先ほど、会議の回数が言われておりましたけども、検討部会が5部会でそれぞれ約30回、そして運営調整部会が15回、編集委員会が18回、起草委員会が15回、広報・PIチームが19回、全体会が今日で7回、そして、その他フォーラム、対話集会と、合計の延べ回数は区切りの240回という数字に至りました。ここで、改めて皆様方にご協力をいただきましたことを御礼申し上げる次第でございます。

ここで、私たちの役割というものが、本日をもって終了する訳でありますけども、今後とも、この条例を皆様とともに見守っていきたいと思っているところであります。

特に、部会長をお務めいただいた当委員会の副委員長の皆様には、本当に取りまとめにはご尽力をいただき、また鈴木委員長さん、さらには三宅委員長さん、また広報・PIの皆さんにも本当にご協力、お時間を割いていただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。

私自身も、委員長という大役をいただきましたけども、果たして運営がどうであったかと、今、振り返っているところでありますが、特に大事なことを決める全体会、さらには運営調整部会で私が心がけたことは、多数決で物事を決めるということはないようにしようと、とにかく議論を尽くして、最終的には、すべてが納得できる訳ではないとは思いますが、ある程度の方向性が出たところで、皆さんに決断をしてもらおうというような運営をさせていただきました。中には、皆さんの思いどおりにならないことが多くて、いろいろな思いになった方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、50名の皆さんの意見をまとめるということがどれだけ難しいことかと、さらには議論を闘わせるということが大変すばらしいことだなということを気づかせていただいた訳であります。

皆様方、すべての皆様に、私は重ねて、感謝と御礼を申し上げまして、当委員会を閉じさせていただきたいと思っております。1年8カ月、本当にありがとうございました。

これをもちまして、委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。